



古河労働基準監督署発表  
平成27年9月29日(火)

【照会先】

古河労働基準監督署

労災・安衛課長 黒羽勝利

労働衛生専門官 高橋勇人

電話 0280(32)3232

## 陸運業者と荷主等の共同宣言締結

～貨物自動車乗務員の労働災害防止を目的として～

古河労働基準監督署(署長 長野智幸)は、陸運業における休業4日以上労働災害の割合が県内と比較して多いため、自主的な安全管理活動による労働災害防止対策を図ると共に、荷主等の協力も得て、陸運業者側と荷主等側が一体となった労働災害防止対策が早急に望まれる状況であった。そのため、平成27年7月27日(月)に陸運業者と荷主等が貨物自動車乗務員の労働災害防止について共同宣言を行うことを目的とした協議会を開催し、貨物自動車乗務員の労働災害防止に係る共同宣言締結を目指し、9月1日に(一社)古河労働基準協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部古河分会、古河商工会議所、古河市商工会、古河市工業会、境町商工会、五霞町商工会の6機関にて、共同宣言文書への調印がなされた。

そのうえで9月7日に、とねミドリ館(古河市前林)にて開催された全国労働衛生週間準備打合せ会の席上において、先般、陸運業者側と荷主等側にて調印された『陸運業者と荷主等が協力して貨物自動車乗務員の労働災害防止活動を推進するための「共同宣言文」』を読み上げ、管内事業場の安全衛生担当者に周知を図った。

(用語説明)

陸運業者: 陸上貨物運送業の事業者

荷主等: 荷主、配送先及び元請事業者等

陸運業: 陸上貨物運送業

